

# 論点



高橋 紘士

立教大学教授。専門は、地域ケア政策、介護保険論。著書に「福祉の立場」など。64歳。

〒100-8055 読売新聞東京本社編集委員室 kaisetsu@yomiuri.com

群馬県渋川市の無届け施設「静養ホームたまゆら」で起きた火災をきっかけに、大都市部に住む低所得高齢者の住居や介護をどうするかが社会問題になっている。

大方の意見は、都外の無届け施設に高齢者を入所させていた行政の行いを非難した上で、届け出義務の徹底を求め、高齢者が見知らぬ場所へ行かなくても済むように都市部での施設整備を進めよというものである。低所得者でも利用しやすい、4人部屋などを造るべきだという声も強い。だが、そうした従来型の施設を増やしても問題解決にはならないだろう。なぜなら、国や自治体の財政事情を考えると、土地や建物の取得

## 「たまゆら」火災の教訓

が難しい都市部では、今後急速に進む高齢化に対応するだけの量が整備できるとは思えないからだ。しかも、施設整備の主な対象として想定される特別養護老人ホームは、要介護度が中重度の高齢者の

# 高齢者に安心の住宅を

受け入れ先となっており、今回の火災で、その存在がクローズアップされた「低所得で、比較的軽度の高齢者」の入所は極めて難しい。要介護度が軽度だが、低所得のため1人では生活が困難な高齢者が、かつては特別養護老人ホームが主に受け入れていた。しかし、利用者の急増で、要介護度が高い

し、結果として、介護の必要性を高めてしまっているのである。では、どうしたらよいか。土地建物の確保が難しい都市部だからこそ工夫したい。部屋は狭くても、個室で、食事や見守り、介護・看護などのサービスが利用できる高齢者向けの住宅を整備する必要がある。

ば、何とか在宅生活を続けられる。ただ、そうしたサービスを受けられる場所が都市部には少ないため、無届けで処遇が劣悪でも、引き受けてくれる都外の施設に入らざるを得ないという事態になってしまった。しかも、多くの高齢者はプライバシーのない空間に押し込まれたために生きる意欲をなく

さらに、生活保護費の中の住宅扶助の給付水準を引き上げること、低所得高齢者でもこうした支援付きの集合住宅に入れるようにしたい。生活保護受給対象でなくとも、それに近い低所得高齢者への住宅扶助の支給も検討したい。これまで高齢者向け住宅は、支援が必要な高齢者を対象に整備されてきたと言いがたい。所得が低くても安心して住める支援付きの住宅を都市のあちこちに整備することは、「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という願いをかなえるだけでなく、地域活性化や介護職などの雇用の創出にもつながる。しかも、こうした住宅は、所得の低い高齢者だけでなく、実は一般高齢者にも必要なものともいえる。団塊の世代の本格的な高齢化を前にした今こそ、国と自治体は思い切った財源措置を行い、住宅整備に本気で取り組む必要がある。